

京 都 大 学 広 報 委 員 会 規 程 等 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>京都大学広報委員会規程 (平成13年達示第13号)</p> <p>(前 略)</p> <p>第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。</p> <p>(1) 渉外担当の理事(以下「担当理事」という。)</p> <p>(2) 研究科の教授又は准教授 若干名</p> <p>(3) 研究所の教授又は准教授 若干名</p> <p>(4) センターの教授又は准教授 若干名</p> <p>(5) 渉外部長</p> <p>(6) 渉外部広報・社会連携推進室長</p> <p>(7) その他総長が必要と認める者 若干名</p> <p>2～3 (略)</p> <p>(後 略)</p>	<p>第3条 (同 左)</p> <p>(1) 広報担当の理事(以下「担当理事」という。)</p> <p>(2) }</p> <p>(3) }</p> <p>(4) }</p> <p>(5) } (同 左)</p> <p>(6) }</p> <p>(7) }</p> <p>2～3</p>
<p>京都大学の情報セキュリティ対策に関する規程 (平成15年達示第43号)</p> <p>(前 略)</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 実施規程 情報セキュリティポリシーに基づき情報環境担当の理事(以下「担当理事」という。)が定める京都大学情報セキュリティ対策基準(以下「対策基準」という。)その他の規程、基準及び計画をいう。</p> <p>(6)～(11) (略)</p> <p>(後 略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 }</p> <p>(1)～(4) }</p> <p>(5) 実施規程 情報セキュリティポリシーに基づき情報担当の理事(以下「担当理事」という。)が定める京都大学情報セキュリティ対策基準(以下「対策基準」という。)その他の規程、基準及び計画をいう。</p> <p>(6)～(11) (同 左)</p>
<p>京都大学基金規程 (平成23年達示第33号)</p> <p>(前 略)</p> <p>(基金運営委員会)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 委員会は次の各号に掲げる委員で組織する。</p> <p>(1) 渉外担当の理事(以下「担当理事」という。)</p> <p>(2) 財務担当の理事</p> <p>(3) 研究科長 若干名</p> <p>(4) 研究所長又はセンター長 若干名</p>	<p>(基金運営委員会)</p> <p>第6条 }</p> <p>2 }</p> <p>(1) 大学基金担当の副学長(以下「担当副学長」という。)</p> <p>(2) }</p> <p>(3) }</p> <p>(4) } (同 左)</p>

改 正 前	改 正 後
<p>(5) 渉外部長及び財務部長 (6) その他総長が必要と認める者 若干名 3 前項第3号、第4号及び第6号の委員は、総長が委嘱する。 4 第2項第3号、第4号及び第6号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、<u>担当理事</u>の任期の終期を超えないものとする。 第7条 委員会に委員長を置き、<u>担当理事</u>をもって充てる。 2 委員長は、委員会を招集し、議長となる。 (中略) (雑則) 第11条 この規程に定めるもののほか、基金の運営その他必要な事項は、委員会の議を経て<u>担当理事</u>が定める。</p>	<p>(5) } (6) } (同左) 3 } 4 第2項第3号、第4号及び第6号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、<u>担当副学長</u>の任期の終期を超えないものとする。 第7条 委員会に委員長を置き、<u>担当副学長</u>をもって充てる。 2 (同左) (雑則) 第11条 この規程に定めるもののほか、基金の運営その他必要な事項は、委員会の議を経て<u>担当副学長</u>が定める。 附 則 この規程は、平成26年10月1日から施行する。</p>